

■実際に納める保険料額はいくらになりますか？（年額）

参考までに、実際に納めていただく保険料額の例を紹介します。

【保険料算定の基礎となるもの】

■被保険者均等割額 = 43,924 円 ■所得割率 = 8.07%

①年金収入のみ（単身世帯）の場合

年金収入額	120万円	180万円	220万円	300万円
所得割額 ①	0円	21,789円	54,069円	118,629円
均等割の軽減割合	7割軽減	2割軽減	—	—
軽減後の均等割額 ②	13,177円	35,139円	43,924円	43,924円
保険料総額 ① + ②	13,177円	56,928円	97,993円	162,553円

②年金収入のみ（後期高齢者夫婦2人世帯）の場合

年金収入額	夫	120万円	180万円	220万円	300万円
	妻	50万円	50万円	50万円	50万円
所得割額 ①	夫	0円	21,789円	54,069円	118,629円
	妻	0円	0円	0円	0円
均等割の軽減割合		7割軽減	5割軽減	2割軽減	—
軽減後の均等割額 ②	夫	13,177円	21,962円	35,139円	43,924円
	妻	13,177円	21,962円	35,139円	43,924円
保険料総額 ① + ②		26,354円	65,713円	124,347円	206,477円

■被用者保険の被扶養者に対する軽減があります

本制度の被保険者資格を取得する日の前日において、被用者保険（健保、船保、各共済）の被扶養者であった方については、それまで保険料の負担がなかったのが、4月からは保険料を納めていただくこととなります。その負担の激変緩和を図るため、資格取得した日の属する月以降2年間は、所得割額は課されず、被保険者均等割額についても5割軽減されることとなりました。

さらに、平成20年度においては特例として、平成20年4月から9月末までの6カ月間は、保険料の負担はありません。また、平成20年10月から平成21年3月末までの6カ月間は、被保険者均等割額の軽減割合が9割となります。

【平成20年4月1日から被保険者となる場合の保険料負担のイメージ】

■ 実際にお支払いいただく保険料

平成20年4月	10月	平成21年4月	平成22年4月
所得割額 免除	所得割額 免除	所得割額 免除	所得割額 免除
均等割額 免除	均等割額 9割軽減	均等割額 5割軽減	均等割額 5割軽減

お問い合わせ

- 養父市健康課国保医療係（☎ 662 - 3165）
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎ 078 - 326 - 2612）